

## 伊勢市人権尊重都市宣言

すべて国民は、日本国憲法のもと、基本的人権が保障され自由で平等な社会の実現を願っています。

しかしながら、現実の社会生活においては、今なお人権が侵害される事象が見受けられます。

今こそ、市民一人ひとりが人権尊重の精神に徹し、より豊かな人権感覚を身につけることが大切です。

よって私たちは、自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られる心豊かで明るく住みよい地域社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成18年7月11日 伊 勢 市



伊勢市人権施策推進協議会

事務局：伊勢市人権政策課 伊勢市岩淵1丁目 7-29 0596-21-5545

# みんなの 人権 ハンドブック

No.20

ヘイトスピーチ解消法  
～本邦外出身者に対する不当な差別的言動の  
解消に向けた取組の推進に関する法律～



伊勢市・伊勢市人権施策推進協議会





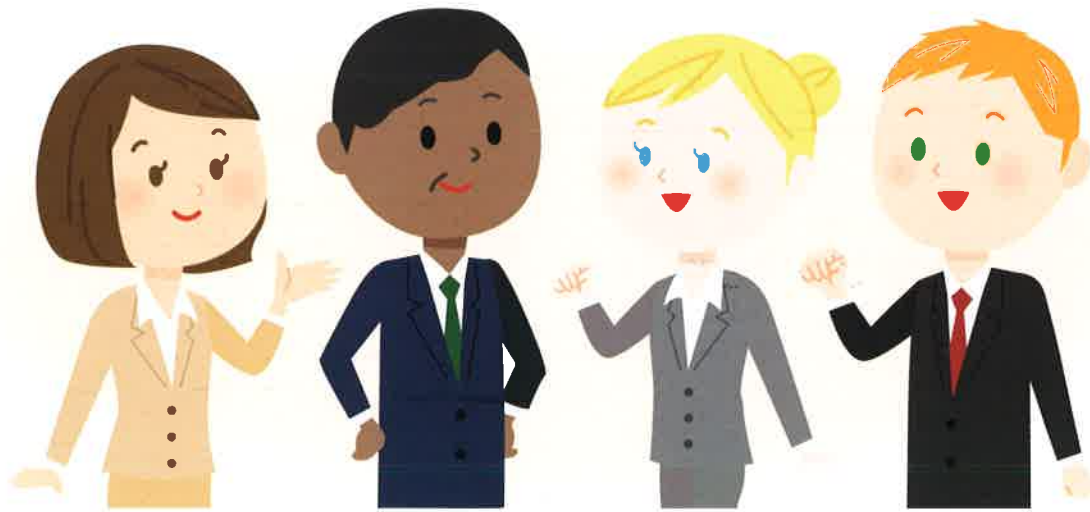
# ヘイトスピーチ解消法

## ～本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律～

近年、ヘイトスピーチと呼ばれる特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的なデモ活動、インターネット上での差別的発言、他人を扇動する言動が社会的関心を集めています。

人種、民族、国籍などの属性に基づいた侮辱や中傷、扇動、脅迫などの行為は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を助長させたりすることになりかねません。

これを解消するため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）が、平成28年6月3日に施行されました。



日本では、ヘイトスピーチ取締を対象とした法律は長らく制定されていませんでした。これは、日本国憲法第 21 条における「表現の自由」の保証との整合性や、運用方法などをめぐって慎重に議論が重ねられてきたからです。

表現の自由を恣意的に規制することは認められてはならないものですが、一方的に他者を非難する言葉を掲げ、集団で圧力をかける行為もまた認められるものではありません。そのため、誰もが当然守らなければならないことを、改めて法律化されました。

差別的な言動や行動は、当事者に不安感や嫌悪感を与えるばかりか、人としての尊厳を深く傷つける人権侵害につながる行為です。さらには、人々に差別意識を生じさせることになりかねず、決して許してはならないものです。

様々な文化や習慣を認め合い、お互いを尊重しあう人権の基本精神に立ち返り、行動し言葉を発することの重みや影響を今一度考えてみましょう。そして、すべての人の基本的人権が保障され、一人ひとりの多様性が尊重される明るく住みよい社会を築きましょう。



#### 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 年法律第 68 号)

##### 第一章 総則

###### (目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

###### (定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

###### (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

###### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体を実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

##### 第二章 基本的施策

###### (相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

###### (教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

###### (啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

##### 附 則(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

###### (不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

##### 附帯決議(参議院法務委員会)

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

##### 附帯決議(衆議院法務委員会)

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの共通認識の下、適切に対処すること。

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

3 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

4 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取り扱いの実態把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。